

◇国民健康保険係からのお知らせ◇

『限度額適用認定証・標準負担額減額認定証』の更新手続きは8月31日まで



国民健康保険に加入されている方の、入院時に月ごとにかかる一部負担金が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」、74歳までの住民税非課税世帯の方について入院時の食事が減額される「標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31日までとなっています。引き続き該当する方は、8月31日までに更新の手続きを行ってください。

申請に必要なもの

- 被保険者証
  - 高齢受給者証(高齢受給者のみ)
  - 現在お持ちの認定証
  - 印鑑
- 申請先**  
健康福祉課 国民健康保険係  
または各支所の市民係

『限度額適用認定証』とは

69歳までの方、または70〜74歳で住民税非課税世帯の方については入院時に、月ごとにかかる一部負担金が自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は、前年の所得に応じて負担区分が決まります。

※但し、国民健康保険税を滞納している場合は限度額適用認定証の交付は受けられません。

『標準負担額減額認定証』とは

74歳までの住民税非課税世帯の方については、入院時の食事が減額されます。

※現在入院中(予定)の方で現在認定証をお持ちでない場合は、健康福祉課国民健康保険係または各支所市民係までご相談ください。

■高齢受給者証の更新について

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日までとなりますので、前年の所得や収入により負担割合を判定し、8月1日からの受給者証を7月下旬に郵送します。

■特定疾病療養受療証の更新について

国民健康保険特定疾病療養受療証をお持ちの方で、「人工透析を必要とする70歳未満の方」は、有効期限が7月31日までとなっていますので、前年の所得により自己負担限度額を判定し、8月1日からの受療証を7月下旬に郵送します。

問い合わせ先

健康福祉課 国民健康保険係  
☎22-3167

天皇陛下御即位二十年慶祝行事

～パネル展・映画上映会のご案内～

天皇陛下は本年一月七日、御即位満二十年を迎えられました。このため、各府省でそれぞれ慶祝行事が行われます。その一環として熊本県では各市町村で天皇陛下御即位二十年記念パネル展・映画上映会を開催します。

【阿蘇市の開催日時、場所】

- 8月10日(月)内牧支所会議室  
午後1時から午後5時まで
- 8月11日(火)内牧支所会議室  
午前9時から午後3時まで
- 8月12日(水)波野支所会議室  
午前9時から午後3時まで
- 8月13日(木)本庁議会棟大会議室  
午前9時から午後5時まで
- 8月14日(金)本庁議会棟大会議室  
午前9時から午後3時まで

【問い合わせ先】

総務課総務係 ☎22-3111

■他の自治体等での開催日

- 産山村 8月31日〜9月4日
- 鶴屋百貨店 11月11日〜11月16日
- 南阿蘇村 11月30日〜12月4日

※12月中旬あたりまで各市町村や鶴屋百貨店で行われますが、右記日程は予定ですので、詳しくは直接各市町村までお問い合わせください。